

3. 赤ちゃんが生まれたら

出生届

- * 届出期間
生まれた日を含めて14日以内
- * 届出人
父または母(父母が届出人になれない場合は、同居者、医師でも可能)
- * 届出地
本籍地、届出人の住所地、生まれたところのいずれかの市区町村窓口へ
- * 届出に必要なもの
 - ① 出生届(出生証明書)
 - ② 母子健康手帳



★注意★子どもの名前に使用できる文字は、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナです。

問合せ先:町民課 生活環境係 ☎0242-74-1215

●出生届時に役場窓口(町民課)で行う主な手続

- ・ 出生届(住民登録・戸籍記載)
- ・ マイナンバーカード特急申請(希望者のみ)
- ・ 誕生祝金支給申請(P10)
- ・ 出産育児一時金(※国民健康保険加入者のみ P10)
※ 社会保険加入の方は、勤務先または健康保険組合、共済組合等にお問い合わせください。
- ・ 児童手当の申請(P18)
- ・ 国民健康保険加入手続き(該当者のみ)
- ・ 子ども医療費助成の申請(P18)
- ・ ファミたんカード交付申込(※母子手帳交付時に発行されなかった場合のみ。P18)

手続きに時間がかかりますので、
できるだけ時間に余裕をもってお越しください。

乳児訪問(赤ちゃん訪問)

保健師または助産師がご家庭を訪問し、体重測定・育児相談・育児に関する情報を提供します。

対象:生後2か月頃までの全ての赤ちゃん。

訪問日時:出生届の提出後、訪問日時の連絡をいたします。

問合せ先:ばんだいネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

新生児聴覚検査費用助成

母子健康手帳交付時に『新生児聴覚検査受検票』を発行いたします。新生児を対象に行う「耳のきこえ」の検査費用の助成を受けることができます。

指定医療機関での初回検査・確認検査・再確認検査の助成を行っております。

※ 里帰り出産等により、県外の医療機関で検査を受けた場合は、後日償還払いとなりますので、お問い合わせください。

問合せ先:ばんだいネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

1か月児健診費用助成

母子健康手帳交付時に『1か月児健康診査受診票』を発行いたします。生後1か月児健診の助成を受けることができます。

※ 令和7年4月1日以降に出生された方が対象です。

※ 里帰り出産等により、県外の医療機関で1か月健診を受けた場合は、後日償還払いとなりますので、お問い合わせください。

問合せ先:ばんだいネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

町助産師による乳房ケア・授乳相談

町助産師が、訪問またはばんだいネウボラセンター(保健福祉センター)において、乳房マッサージ、授乳相談を行っています。

乳腺炎、断乳のケアについて、随時ご相談を受け付けています。

妊娠中からの相談もできます。

問合せ先:ばんだいネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101



産後ケア事業

助産院または産科医療機関に滞在して、出産後のお母さんをサポートします。
お母さんの疲れた身体と心をゆっくり休ませ、一人ひとりに合ったケアを受けることができます。

◆事前にはんだいネウボラセンターへの申請が必要です。

<利用できる方>

下記の項目にすべて当てはまる方

- ・ 産後1年未満のお母さんとお子さん
- ・ 磐梯町に住民票のある方
- ・ お母さんの体調や育児などに不安のある方

※兄弟同伴での利用はできません



<利用できない方>

- ・ お母さんとお子さんのいずれかが感染症にかかっている方
- ・ お母さんに入院加療の必要がある方
- ・ 医療的介入が必要な方

<内容>

- ・ 授乳の仕方
- ・ 母乳育児の進め方
- ・ 沐浴の仕方
- ・ お子さんとの関わり方を助産師に教わるすることができます。
- ・ 一時的にお子さんを預けることで、お母さんがゆっくりと休むことができます。

	利用期間	利用時間	利用料金(税込)
宿泊 ケア	最大7日間	—	・ 無料 ・ 食事代自己負担 (ふたごの場合も同額)
日帰り ケア	最大7日間	10:00~ 16:00	・ 無料 ・ 昼食の提供がある場合は、昼食代自己負担(提供がない場合は持参) (ふたごの場合も同額)

※ 詳細はお問い合わせください。

問合せ先:はんだいネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101